

理 由 書

資料 3 - 2

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【変更の必要性及び内容】

変更する生産緑地地区	変更する必要性及び内容
第 20 - 1 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 10 条の規定による買取りの申出があり、申出の日から 3 か月以内に所有権の移転が行われなかったことや公共施設等(道路)が設置されたことから行為制限が解除されたため変更する。</p> <p>なお、第 162 号、第 171 号、第 50 号、第 145 号生産緑地地区は廃止する。</p> <p>また、第 63 号、第 16 号、第 7 号、第 181 号生産緑地地区については、生産緑地地区指定申請書の提出があり、生産緑地法第 3 条及び富士見市生産緑地地区の追加指定基準の要件を満たしているため、変更する。</p>
第 162 号生産緑地地区	
第 79 号生産緑地地区	
第 103 号生産緑地地区	
第 171 号生産緑地地区	
第 50 号生産緑地地区	
第 145 号生産緑地地区	
第 250 号生産緑地地区	
第 6 号生産緑地地区	
第 63 号生産緑地地区	
第 16 号生産緑地地区	
第 7 号生産緑地地区	
第 181 号生産緑地地区	